活動報告

外交史料館所蔵史料検索システムの開設

管理・閲覧室

とを目標として掲げた。これを受けて、各機関が所有する文化財等に 学術・文化機関は、デジタルアーカイブの構築・公開により保有する 通じて国内外に情報提供が行われるよう必要な措置を講ずることが関 制約を受けずにどこにおいても入手・利用できる環境を整備する」こ を策定し、 資産の情報を公開し、 係府省に求められた。以来、公文書館、 ついて、デジタルアーカイブ化を推進し、それぞれのホームページを 「重要な公文書等の歴史資料等に関する情報が、 (二〇〇二) 年六月、政府は「e-Japan 重点計画―2002_ 有効利用を進めてきた。 博物館、 美術館、 図書館等の 地理的な

平

成一四

はじめに

間の に基づき、 向けた基盤整備という総合的な取組の推進計画が示された。この計画 ジタルアーカイブの構築とその利活用を促進するため、①アーカイブ 連携・横断の促進②分野ごとの取組の促進③アーカイブ利活用に -成二七年六月に策定された「知的財産推進計画 2015」では デジタルアーカイブの実務的課題と対応策の検討を図ると デ

> と提言している。 ことは、 を取りまとめ、アーカイブの共有と活用を意識した「基盤を構築する 月、 タルアーカイブに取り組むことが社会的責務として求められている. 成二九年四月に「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性 会」及び「実務者協議会」が設置された。同連絡会及び協議会は ともに、 内閣府に、「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡 関係省庁・実務者による連携を強化するため、 国の戦略としても重要な取組であり、 特に、 公的機関がデジ 平成二七年九 平

施策として「デジタルアーカイブ社会の実現」を挙げ、ジャパンサー 推進計画 2018」では、「新たな分野の仕組みをデザインする」ための 推進計画 2018」が決定された。「知的財産戦略ビジョン」では、 パンの構築・活用と国際連携について言及している。また「知的財産 検討が必要なシステムのひとつに「デジタルアーカイブの構築」を挙 平成三〇年には新たに (仮称) 分野横断的な統合ポータルを入口としたデジタルアーカイブジャ の年度内を目途とする試験版の公開 「知的財産戦略ビジョン」および デジタルアーカイブ

ている。 (5) の利活用モデルの検討、ジャパンサーチ(仮称)における共通メタデータのあり方や二タフォーマットを踏まえた、各分野におけるメタデータのあり方や二の利活用モデルの検討、ジャパンサーチ(仮称)における共通メタデー

ひとつに位置づけられている。 切に保存し、国民の利用に供するための事業のなかの基本的な機能の することとしており、デジタルアーカイブは、 ネットで利用することができるデジタル画像等の存否」を目録で公開 年五月一八日一部改正。以下「ガイドライン」という) では「インター るガイドライン」(平成二三年四月一日内閣総理大臣決定 の留意点を解説した「特定歴史公文書等の保存、 役割を担う外交史料の公文書館として法的に位置付けられている。 う施設として、外務大臣の指定を受け、 閣府が各国立公文書館等に対し、 日法律第六六号)」に基づき、 外交史料館は、「公文書等の管理に関する法律 各国立公文書館等の長が適切に利用等規則を制定できるよう、 外務省の特定歴史公文書等の管理を行 規定例や規定の趣旨・意義や実務上 国立公文書館に類する機能と 特定歴史公文書等を適 利用及び廃棄に関す (平成二一年七月一 平成三〇 内 ま

交史料館検索システム」という)。本稿では、同システムの使用方法索システム」を一般公開した(https://www.da.mofa.go.jp)(以下、「外交史料館では、数年前から、所蔵史料検索システムの構築に取り組んできた。そして、平成三〇年一二月、「外務省外交史料館所蔵史料検及史料館では、数年前から、所蔵史料検索システムの構築に取り組ん以上のような社会的責務や公文書管理のガイドラインを踏まえ、外以上のような社会的責務や公文書管理のガイドラインを踏まえ、外

の現状と課題を述べたい。や機能を紹介するとともに、システムの構築や運用にあたっての当館

現状と課題

公文書館業務と、『日本外交文書』等の外交史料の編纂業務を行って外交史料館は、歴史的資料の移管受入れ・保存・利用促進といった

いる。

では、歴史史料として重要な公文書等を受入れると速やかに目録を 第一五条第四項では、「特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を 贈っ、公表しなければならない」と規定されている。「公文書管理法」の な文書館業務では、史料を適切に管理するとともに効率的に利用す 作成し公表している。

従来、目録の公表は外交史料館ホームページ上に掲載したPDFで望まれるものであった。とともに、業務の効率性からしても改善の方法は静的な手段であったため、情報の鮮度、検索性の観点から利ファイル及び閲覧室備え付けの紙目録で行っていた。しかし、これらび来、目録の公表は外交史料館ホームページ上に掲載したPDF

状況となっていた。

状況となっていた。

、利用者が史料を閲覧するには、原則、外交史料館に開館時間また、利用者が史料を閲覧するには、原則、外交史料館に開館時間また、利用者が史料を閲覧するには、原則、外交史料館に開館時間また、利用者が史料を閲覧するには、原則、外交史料館に開館時間また、利用者が史料を閲覧するには、原則、外交史料館に開館時間

一 外交史料館所蔵史料検索システム

の二次的な利用や社会への発信という側面においても重要な意義をもの二次的な利用や社会への発信という側面においても重要な意義をもの二次的な利用や社会への発信という側面においても重要な意義をもの二次的な利用や社会の定理・利用上の課題を解決すべく、地理的時間的制約を受けずに、目録を検索し史料画像を閲覧できるデジタルアームのサービス提供を開始した。 以下に紹介する同システムの主な機能により、これまでのPDFムのサービス提供を開始した。 以下に紹介する同システムの主な機能により、これまでのPDFムの十一ビス提供を開始した。 以下に紹介する同システムの主な機能により、これまでのPDFムの一次的な利用や社会への発信という側面においても重要な意義をもの二次的な利用や社会への発信という側面においても重要な意義をもの二次的な利用や社会への発信という側面においても重要な意義をもの二次的な利用や社会への発信という側面においても重要な意義をもの二次的な利用や社会への発信という側面においても重要な意義をもの二次的対象を関節できる。

つと考える。

(一)検索機能

層検索、キーワード検索、詳細検索の三つの検索機能を備えている。本システムは、目的とする史料の情報を効率的に取得できるよう階

【階層検索】

用いて、史料群ごとに検索することが可能である。用いて、史料群ごとに検索することが可能である。階層検索機能を類を階層構造で表現し、目録を登録している。階層検索は階層類を階層構造で表現し、目録を登録している。階層検索は階層などでがら下位へブラウジングしながら、求める史料に到達するインターフェイスを提供する。また、個人、団体等から寄贈るインターフェイスを提供する。また、個人、団体等から寄贈るインターフェイスを提供する。また、個人、団体等から寄贈るインターフェイスを提供する。また、個人、団体等から寄贈るインターフェイスを提供する。また、個人、団体等から寄贈りた外務省記録以外の所蔵史料についても、階層検索機能を用いて、史料群ごとに検索することが可能である。

【キーワード検索】

無、あいまい検索と組み合わせた検索条件を指定できる。ワードを入力して検索するインターフェイスである。画像の有史料の件名、分類番号などに含まれると考えられる任意のキー

【詳細検索】

である。史料を特定するための詳細な情報を検索条件とするこ検索項目別に多様な条件を指定して検索するインターフェイス

検索のキーワード入力欄に入力した語句が語彙データベースに登録さ を持っている。 力すると「アメリカ」「亜米利加」「亜国」といった語句を含めた検索 ことができる。たとえば、 れていれば、その語句の同義語、 語句や頻出する語句を分析・整理し蓄積した独自の語彙データベース ス検索)機能がある。外交史料館検索システムは、所蔵史料の重要な その他、 とで、 管時の管理担当課室/寄贈者、 交記録公開年月日、 画像の有無、 特筆すべき検索機能としては、「あいまい検索」(シソーラ 効率的に求める史料に到達できる。 あいまい検索では、 開始年月日、 外交記録公開回次、 利用者がキーワード入力欄に 利用制限区分、 関連語、 利用者がキーワード検索及び詳細 史料管理番号の項目がある。 表記ゆれを含めて検索する 移管/寄贈年月日、 利用決定年月日 検索項目としては、 「米国」と入 外 移

二)付加サービス

結果が得られる。

とで、利用請求、閲覧申請及び複写申込等が格段に容易になっている。果を以下の方法で、出力することができる。本サービスを使用するこ外交史料館検索システムでは、システムを利用して得られた検索結

【利用請求書の印刷】

を除き、利用請求書を提出する必要がある。能なもの(利用制限区分が「公開」または「部分公開」の史料)外交史料館が所蔵する史料を利用するためには、当日利用が可

使用して、そのまま利用請求書を作成することが可能となった。書きで記入いただいていたが、本サービスにより、検索結果を求書」を印刷できる。従来、利用者には利用請求書の用紙に手求書」を印刷できる。従来、利用者には利用請求書の用紙に手料の管理番号及び名称が記載された「特定歴史公文書等利用請料用者は、検索機能で史料の目録情報を検索し、該当する検索利用者は、検索機能で史料の目録情報を検索し、該当する検索

【閲覧申込書別紙・複写申込書別紙の印刷】

閲覧や複写の申請を行うことができる。 関覧、複写についても、検索結果から史料の管理番号、名称等 閲覧、複写についても、検索結果から史料の管理番号、名称等 閲覧、複写についても、検索結果から史料の管理番号、名称等 関覧や複写の申請を行うことができる。

【テキスト出力】

ルに出力することも可能である。また、検索結果の史料の目録詳細情報をテキスト形式でファイ

)史料のデジタル画像閲覧

ができる。 ネットを通してどこからでもいつでも目的とする史料を閲覧すること覧室という場所、開館時間という時間の制約にとらわれず、インター次に画像閲覧機能について紹介する。本機能により、外交史料館閲

[画像提供史料]

事をご覧いただきたい。 をあわせて公開した。コンテンツの詳細については、本号掲載 明治元年(一八六八年) 念デジタルアーカイブ「国書・親書にみる明治の日本外交」」 の一つでもある。外交史料館ホームページでは、 を記念して当館が取り組んだ「明治一五〇年記念事業」の成果 末・明治・大正期の国書・親書 本システム公開と同時に画像の閲覧が可能となった史料は、 して、明治の日本外交を紹介するコンテンツ「明治一五〇年記 五〇〇コマ)である。これは、平成三〇年(二〇一八年) 「明治一五〇年記念 天皇宛に送られた手紙) から起算して満一五〇年に当たること 国書・親書デジタルアーカイブ」の記 等七○九件(コマ数にして、 (諸外国の元首から、江戸幕府 本機能を使用 が、 約 慕

【公開用画像フォーマット】

ている。画像のブラウジングにストレスを感じないファイルサイズとし画像のブラウジングにストレスを感じないファイルサイズとしトを採用している。画像の内容をおおむね把握できる解像度、ラグインソフト等を使用せずに表示できるJPEGフォーマッ公開用画像は、広く一般的に使われているブラウザで特別なプ

しており、公開用画像はこのTIFFフォーマットの画像をJ画像として推奨されているTIFFフォーマットの画像を作成なお、史料の保存・継承の観点から、電子化文書の長期保存用

ために、より高精細な画像の提供を希望される場合は、閲覧室PEGフォーマットに変換して作成している。出版・掲載等の

お問い合わせ頂きたい。

(四) デバイス

できるユーザインターフェイスを提供している。 きな違いがあるため、いずれのデバイスタイプでもストレスなく利 操作するパソコンと指で操作するスマートデバイスには、操作性に大 トデバイスからのアクセスにも対応している。マウスやキーボードで 踏まえ、検索システムではパソコンだけでなく、タブレット等のスマー ンが増加傾向にある。こうしたタブレットやスマートフォンの普及を 接続する端末の利用率の推移は、パソコンが横ばい傾向、スマートフォ 状況は、「パソコン」(五八: 「タブレット」(二三:六%)となっている。近年のインターネットに 億八四万人、人口普及率は八〇. 我 が国におけ . つる 平 成二八年の 九%)、「スマートフォン」(五七: 五% インターネ 端末別インターネット利用 ット 利 用 者 数

(五) 関係機関との連携

システムとの連携を行っている。断を求めている。こうしたことから、本検索システムでも、他機関のるデジタルアーカイブ社会の実現に向けて、アーカイブ間の連携・横政府の「知的財産戦略本部」ではアーカイブを幅広く共有、連携す

【アジア歴史資料センター】

外交史料館は、平成一三年のアジア歴史資料センター開設当初外交史料館の戦前期史料の大部分、戦後外交記録の一部分を閲覧することができる。外交史料館検索システムでは、検索結果一覧あるいは史料目録詳細から同センターのデジタルアーカイブの目録にリンクを張っており、同センターのデジタルアーカイブの目録にリンクを張っており、同センターの最大の一部分を閲覧するとができる。

【国立公文書館

料目録を検索することが可能となる。

料目録を検索することが可能となる。外交史料館のデータベースを横断検索することが可能である。平成部機関のデータベースを横断検索することが可能である。平成部機関のデータベースを横断検索することが可能である。平成国立公文書館のデジタルアーカイブでは、同館の所蔵史料と外国立公文書館のデジタルアーカイブでは、同館の所蔵史料と外

三 今後の課題

【閲覧室における検索システム利用環境の整備】

設置である。平成三〇年五月より、閲覧室では、公衆無線LA平成三〇年一二月現在、閲覧室内で使用可能な検索用端末が未

み、できるだけ早く検索用端末を設置すべく検討中である。 ることは可能であるが、利用者の利便性や職員の業務効率を鑑め、利用者が個人のデバイスを使用して検索システムを利用すい(Wi-Fi)によるインターネット接続が可能となったた

【目録詳細情報の充実】

必要がある。

【専門的人材の育成・確保】

他の歴史資料の収集、 門性と倫理観をもって、歴史資料として重要な公文書及びその 力としている。アーキビストとして公文書館のデジタルアー(ミリ 技能の基本要件を、公文書等に係る基本法令の理解、 では、アーキビストが職務を遂行するうえで必要とされる知識 が作成した「アーキビストの職務基準書 ブズに関する理解、 公文書管理制度を支える人材であるアーキビストは、高度な専 デジタル化 関連諸科学に関する知識、 ・情報システムに関する知識、 保存、利用の職務を行う。国立公文書館 平成二九年一二月版 資料保存に関す 調査研究能 アーカイ

的人材の育成・確保が求められる。

づくデジタルアーカイブ連携に取り組んでいくためにも、専門ル化や情報システムの分野にとどまらない。知的財産戦略に基イブを構築・推進する人材に求められる知識・技能は、デジタ

電子公文書等のボーンデジタル史料の保存・利用への対応】 来国においては、連邦政府機関全体で全ての永続的な電子記録の とされており、連邦政府機関全体で全ての永続的な電子記録の をもれており、連邦政府機関を体で全ての永続的な電子記録の をもれており、連邦政府機関を体で全ての永続的な電子記録の をもれており、連邦政府機関を体で全ての永続的な電子記録の をもれており、連邦政府機関を体で全ての永続的な電子記録の をもれている。

時期」 年には「行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議」等にお 的 から保存、 に管理することを基本とする考えが示された。 (3) いて効率的・確実な文書管理の確立に向けて行政文書は電子的 電子公文書等の移管・保存・利用について、「電子公文書等の 我が国では、「公文書等の管理に関する法律_ 二六日内閣府大臣官房公文書管理課) 移管・保存・利用の具体的方法に係る方針」 に行うための仕組みの確立が重要となっている状況にお 外交史料館検索システムもボーンデジタル史料の保存、 及び「移管等の方法」に係る方針が示された。平成三〇 廃棄・国立公文書館等への移管までを一貫して電子 によって「移管等の開始 (平成二二年三月 施行と前後して、 行政文書の作成

に対応することが課題となる。

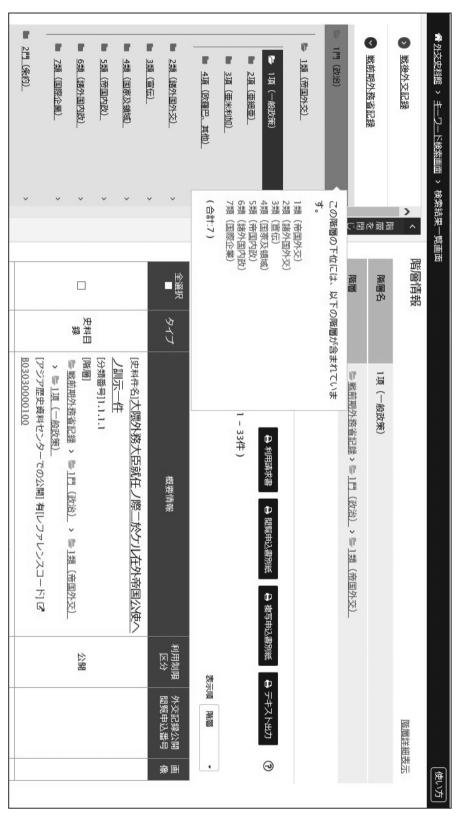
用

おわりに

らに深まることが期待される。と同時に、国民共有の財産である公文書の重要性についても認識がさせスの増加が期待される。外務省の特定歴史公文書等の管理を行う施せスの増加が期待される。外務省の特定歴史公文書等の管理を行う施と同時に、国民共有の財産である公文書の重要性についても認識がさと同時に、国民共有の財産である公文書の重要性についても認識がされるの場別である。

(文責 古寺)

階層検索画面例



検索対象 あいまい検索 画像 表示件数 表示件数 利用制限区分 利用規定分 外交記録公間年月日 外交記録公間年月日 外交記録公間可次 参管所の管理担当課室/寄贈者 参管時の管理担当課室/寄贈者	#検索 > ±-フ-ド徐杰画回へ
 ● 史料 ○ 層層 ○ 日本 日 日 日 本 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	海ッツ



〇年一一月一五日閲覧

- (1)「e-Japan重点計画 www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/020618honbun.html 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進」(https:/ 月一五日閲覧 2002」(IT戦略本部、平成 一四年六月一八日)「四 平成三〇年一
- 2 「知的財産推進計画2015」 (知的財産戦略本部) 平成二七年六月) 四六~

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20150619

平成三〇年一一月一五日閲覧

(3)「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」(デジタルアーカイ 三頁。 ブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会、 平成二九年四月

houkokusho.pdf (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/ 平成三〇年一一月一五日閲覧

(4)「知的財産戦略ビジョン~「価値デザイン社会」を目指して~」 産戦略本部、平成三○年六月一二日 (知的財

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizai_vision.pdf 平成三

5 知的財産推進計画2018 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2018.pdf (知的財産戦略本部、 平成三〇年六月一二日

(6)「特定歴史公文書等の保存、 平成三〇年一一月一五日閲覧 利用及び廃棄に関するガイドライン」(平成

一三年四月一日内閣総理大臣決定、平成三〇年五月一八日一部改正)八頁、

一二頁。

(http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/hozonriyou-gl.pdf 平成三

(7)アジア歴史資料センター(https://www.jacar.go.jp/

〇年一一月一五日閲覧

- (8)「平成二九年版 平成三〇年一一月二〇日閲覧 www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/index.html 情報通信白書」 (総務省、 平成二九年七月)(http://
- 9 国立公文書館デジタルアーカイブ横断検索画面 archives.go.jp/globalfinder/cgi/start 平成三〇年一一月二一日閲覧 (https://www.digital
- 10 「アーキビストの職務基準書 立公文書館)二頁。(http://www.archives.go.jp/about/report/pdf. 平成二九年(二〇一七年)一二月版 (国
- 11 小原由美子「米国における連邦記録法の改正について」(国立公文書館 syokumukijunsyo.pdf 平成三〇年一一月二一日閲覧

(http://www.archives.go.jp/publication/archives/no057/4385 『アーカイブズ』第五七号、 平成二七年八月二〇日 平成三〇

(12)「公文書移管関係資料集 平成二五年度版」 (国立公文書館 平成二五年

年一一月二二日閲覧

六月) (http://www.archives.go.jp/law/pdf/h25_ikan_siryou.pdf 平成三〇年一

(13)「公文書管理の適正の確保のための取組について」(行政文書の管理の在

月二二日閲覧

り方等に関する閣僚会議、平成三○年七月二○日)

(http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/honbun.pdf 平成三○年一一月二二日閲覧)